

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	家計への所得移転策と出生率との関係に係る理論と実証 —フランスの所得税におけるN分N乗方式を中心に—
他言語論題 Title in other language	Economic Theory and Empirical Evidence on the Effects of Income Transfers from Government to Households on Fertility Rates: Focusing on Family-Quotient System of French Income Taxation
著者 / 所属 Author(s)	鎌倉 治子 (KAMAKURA Haruko) / 財政金融課長 深澤 映司 (FUKASAWA Eiji) / 専門調査員 財政金融調査室主任 田村 なつみ (TAMURA Natsumi) / 財政金融課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	869
刊行日 Issue Date	2023-5-20
ページ Pages	21-46
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	本稿では、フランスの所得税におけるN分N乗方式(子の数が多いほど所得税額が軽減される仕組み)を中心に、子育て世帯に対する政府からの所得移転策を理論面及び実証面から検討する。

\* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰(めいせき)性等の観点からの審査を経たものです。

\* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

# 家計への所得移転策と出生率との関係に係る理論と実証 —フランスの所得税におけるN分N乗方式を中心に—

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
財政金融課長 鎌倉 治子  
専門調査員 財政金融調査室主任 深澤 映司  
財政金融課 田村 なつみ

## 目 次

はじめに

### I 家計への所得移転策と出生率との関係について—理論と実証—

- 1 家計への所得移転策と出生率との関係—経済学的な理解—
- 2 家計への所得移転策と出生率との関係—実証分析—

### II フランスのN分N乗方式の概要と導入の経緯

- 1 N分N乗方式の概要と課税単位をめぐる議論
- 2 N分N乗方式の導入の経緯とその後の変遷
- 3 N分N乗方式が出生率等に及ぼす影響
- 4 N分N乗方式がフランスで導入され存続している背景

おわりに

キーワード：ベッカー、子の数、子の質、代替効果、所得効果、課税単位、2分2乗、世帯単位  
課税、個人単位課税、家族除数制度、家族補償税

## 要 旨

- ① 家計における「子の数」がどのように定まっているのかを理論的に説明する経済学の代表的な知見によれば、「子の数」と「子の質」の間にはトレードオフの関係がある。そして、こうした知見を前提にすると、理論的には、子育て世帯に対する政府からの所得移転策の実施は、国全体の出生率の上昇につながるとは限らないと考えられる。
- ② 事実、子育て世帯を対象とした政府の所得移転策の効果をめぐる主な実証分析の結果を見ても、所得移転策の実施に伴う出生率の押し上げ効果を肯定するものと否定するものに分かれている。例えば、N分N乗方式について出生率に有意な影響を及ぼしていないとの先行研究が見られるほか、扶養控除等が出生率に与える影響については先行研究によって結論が異なっている。
- ③ 世帯単位課税が優れているとされる世帯間の水平的公平性と、個人単位課税が優れているとされる中立性や個人間の水平的公平性・垂直的公平性とは、トレードオフの関係にあり、どの課税単位を選択するかは、各国の政策判断の問題になる。ただし、世界的な潮流は個人単位課税であり、IMF（国際通貨基金）も、世帯単位課税によって総労働供給が抑制されて経済成長が阻害される可能性があることを重視し、個人単位課税化を推奨している。
- ④ フランスでは、1930年代には少子化対策が国家的課題となり、出産奨励を目的とした大規模な家族政策が開始された。N分N乗方式は、1945年末の導入以後、家族政策の柱の一つとなっている。1970年代には、人口問題は再び政策課題となり、同方式は第3子以降を優遇する形で改正された。一方で、1980年代に入ると、同方式の税負担軽減額に上限が設定された。
- ⑤ フランスの所得税は、N分N乗方式を始めとする減免措置の存在によって、課税ベースが著しく浸食されており、他の主要国と比較すると、所得税収対GDP比の水準はかなり低い。1990年代には、課税ベースが広く比例性の強い、社会保障目的の所得課税（個人単位課税）が創設された。現在では、その税収は、所得税収を上回る規模となっている。

## はじめに

日本では、1974年以降ほぼ半世紀にわたって、合計特殊出生率<sup>(1)</sup>が国の人口規模を維持できる水準（人口置換水準：約2.1弱）を下回る状態が続いている。1990年の「1.57ショック」<sup>(2)</sup>を契機として、少子化は政府によって問題として認識され、それ以降、様々な取組が行われてきた。合計特殊出生率は、2005年に戦後最低の1.26を記録した後、やや回復して1.3～1.4台で推移してきたが、2020年の新型コロナウイルスの感染拡大を機に低下の兆しがみられ、少子化が一層進むことが懸念されている<sup>(3)</sup>。

そもそも、少子化が政策対応によって止まったり逆転したりするのか、という点について、経済学者の見解は分かれているとされる<sup>(4)</sup>。経済や社会には言わば自動調整機能が備わっており、少子化への動きは政策対応をしなくても時間の経過の中で早晩止まったり逆転したりするという考え方がある一方で、そのような自動調整機能に懐疑的な研究者グループ（又は調整期間が長すぎるので、マイナス面を無視できないと考えるグループ）は政策対応の必要性を強く訴える。ただし、後者の場合、政策の力点をどこに置くかについては、意見は必ずしも一致しない。

こうした中であって、日本の少子化対策は、1990年代には、明確に出生促進を目標としたものではなく、保育サービスや育児休業制度の充実など、仕事と家庭の両立支援策が中心であった。2000年代前半に、政府は出生率向上の明示的意図を持った政策に転換し、2010年代には、消費税率引上げによる増収分を少子化対策にも充当するなど、財源面でも前進が見られた<sup>(5)</sup>。

2023年1月に召集された第211回国会では、岸田文雄首相が、施政方針演説において、「六月の骨太方針までに、将来的なこども・子育て予算倍増に向けた大枠を提示」すると述べ<sup>(6)</sup>、子育て予算倍増をめぐる議論が活発化した<sup>(7)</sup>。さらに、自由民主党、日本維新の会、国民民主党が代表質問においてN分N乗方式（système du quotient familial. 家族除数制度）に言及したことをきっかけに、同方式に注目が集まった<sup>(8)</sup>。N分N乗方式とは、所得税における世帯単位課税の一類型で、子の数が多いほど所得税額が軽減される仕組みであり、フランスの所得税に導入されている。同方式については、画期的な税制であるとの評価がある一方で、高所得者

\*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年4月17日である。肩書は、参照文献発表時点のものである。

- (1) 合計特殊出生率とは、15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯に生む平均の子の数と解釈できる。以下、日本の少子化対策について、桐原康栄「少子化の現状と対策」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1163号、2021.12.7。<<https://doi.org/10.11501/11911775>>を参照した。
- (2) 1989年の合計特殊出生率が1.57であったことが公表され、「ひのえうま」の迷信による出産控えで戦後最低を記録した1966年の1.58を下回ったことに対する社会の衝撃を表す。
- (3) 新型コロナウイルスの感染拡大による経済状況の悪化・感染不安が、若い世代の結婚・妊娠控えや出会いの場の減少等につながった可能性が指摘されている。桐原 前掲注(1), p.2. 合計特殊出生率は、2019年が1.36、2020年が1.33、2021年が1.30である（厚生労働省「令和3年(2021)人口動態統計(確定数)の概況」2022.9.16, p.8。<[https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei21/dl/15\\_all.pdf](https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei21/dl/15_all.pdf)>）。
- (4) 高山憲之・斎藤修「序章 少子化経済の課題と展望」同編『少子化の経済分析』東洋経済新報社、2006, pp.14-15。
- (5) 桐原 前掲注(1), pp.4-5。
- (6) 「第二百十一回国会における岸田内閣総理大臣施政方針演説」2023.1.23. 首相官邸ウェブサイト <[https://www.kantei.go.jp/jp/101\\_kishida/statement/2023/0123shiseihoshin.html](https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2023/0123shiseihoshin.html)>
- (7) 「衆院予算委の論戦、安保・少子化に4割集中」『日本経済新聞』2023.2.2。
- (8) 「少子化対策に「N分N乗」案 子ども多いほど税負担減 茂木氏「画期的な税制」」『日本経済新聞』2023.2.1; 第211回国会衆議院会議録第2号 令和5年1月25日 <<https://kokai.ndl.go.jp/txt/121105254X00220230125/6>> 等

や片働き世帯ほど税負担軽減の効果が大きいことなど、様々な課題が指摘されている<sup>(9)</sup>。

本稿では、第Ⅰ章で、少子化対策のうち家計への所得移転策について、出生率との関係を理論面と実証面から整理する。第Ⅱ章では、フランスにおけるN分N乗方式について、制度の概要と導入の経緯等を紹介する。

## I 家計への所得移転策と出生率との関係について—理論と実証—

### 1 家計への所得移転策と出生率との関係—経済学的な理解—

政府による各種の子育て支援策と国全体としての出生率との関係について、どのように考えたらよいのであろうか。ここでは、経済学において示されている理論的な知見のうち、主なものを紹介しよう。

#### (1) 「子の数」をめぐる代表的な経済理論

子の出生率を経済学的に説明する理論的枠組みのうち代表的なものの一つとして、アメリカのシカゴ大学のベッカー（Gary S. Becker）氏とルイス（Gregg Lewis）氏が1973年に発表した論文<sup>(10)</sup>の中で示されている考え方が挙げられる。

彼らの考え方に見られる最大の特徴は、個々の家計における「子の数」と「子の質」を、一般的な財・サービスの消費と同様に、家計にとっての効用（満足度）の源泉と位置付けている点である。その場合の「子の質」は、それぞれの子の能力や健康状態などを総称した概念であり、家計（夫婦又はひとり親）は子に対して行う教育投資等を通じてそれを高めることができる。したがって、ベッカー氏らの理論では、家計が「子の数」を増やすほど、あるいは「子の質」を高めるほど、当該家計の効用は高まると考えられている。

#### (2) 家計の消費行動に関する一般論—代替効果と所得効果—

ベッカー氏らが打ち出した理論的枠組みについての解説に先立ち、まず、家計の消費行動に関するミクロ経済学の一般的な理解の仕方について確認しておこう。

一般に、家計は、与えられた所得の下で、自らの効用を最大化する財・サービス（以下、財とサービスを総称して「財」という。）の消費量の組合せを選択していると考えられる。そのような状況の下で、ある特定の財の価格が低下すると、二つの経路を通じて家計の消費行動に影響が生じる。

一つは、家計が自らの効用を一定の水準に保つために、価格が下がった財の消費量を増やす一方で他の財の消費量を減少させるという形で現れる影響であり、「代替効果（substitution effect）」と呼ばれている。

(9) 「「N分N乗」与野党が着目 子ども増なら所得税負担減 政府、過去は検討どまり」『日本経済新聞』2023.2.3. 岸田首相及び鈴木俊一財務大臣からは、共働き世帯に比べて片働き世帯が有利になることや、高所得者に税制上大きな利益を与えることなど、様々な課題があるとして、慎重な姿勢が示された（第211回国会衆議院会議録第3号 令和5年1月26日 <<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/121105254X00320230126/4>>;「鈴木財務大臣兼内閣府特命担当大臣閣議後記者会見の概要（令和5年2月3日（金曜日）」財務省ウェブサイト <[https://www.mof.go.jp/public\\_relations/conference/my20230203.html](https://www.mof.go.jp/public_relations/conference/my20230203.html)>;「財務相「N分N乗」に慎重 「高所得者に利益与える」」『日本経済新聞』2023.2.4.）。

(10) Gary S. Becker and H. Gregg Lewis, “On the Interaction between the Quantity and Quality of Children,” *Journal of Political Economy*, 81(2), Part 2: New Economic Approaches to Fertility, 1973.3-4, pp.S279-S288.

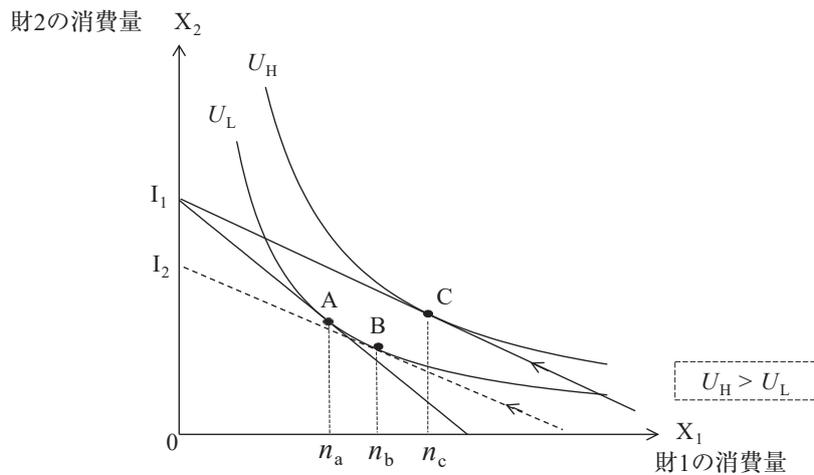
もう一つは、特定の財の価格が低下したことによる所得の実質的な増加を背景に、家計が、価格が下がった財と下がらなかった財の双方について消費量を変化させるという影響であり、「所得効果 (income effect)」と呼ばれる。ちなみに、多くの財は、所得の増加に伴い消費量が増加するという性質を持った財 (正常財) として分類される。このため、家計による消費の対象に正常財でない財が含まれていない限り、特定の財の価格低下に起因した所得効果の下では、価格が下がった財と下がらなかった財が、ともに消費量を増加させる。

特定の財の価格低下に伴い、家計による当該財の消費量が総合的にどのように変化するかは、代替効果と所得効果を合わせて考えることによって明らかになる。すなわち、家計による消費の対象が正常財である場合、その価格低下は、代替効果でも所得効果でも消費量を増加させる方向に作用することから、価格が下がった財の消費量は、総合的に見て、増加すると考えられる。

これらのことを図示したものが、図1である。ここでは、家計が財1 (正常財であると仮定) と財2 (同) を消費している場合に、財1の価格低下に伴い、代替効果と所得効果のそれぞれがどのような形で生じるかが示されている。家計は、一定の予算制約 (直線  $I_1A$  で表されている。) の下で、自らの満足度、すなわち効用 (曲線  $U$  によって表される。) を最大化する財1と財2の消費量の組合せである点  $A$  を選択しており、この選択を通じてもたらされる家計の効用水準は  $U_L$  となっている。

そうした状況の下で、財1の価格のみが低下すると、家計が直面している予算上の制約 (予算制約) を表す直線  $I_1A$  が、 $X_2$  軸との切片 (点  $I_1$ ) を変化させずに傾きのみを変化させることで、直線  $I_1C$  となる。そして、効用の最大化に対応した財1と財2の消費量の組合せを表す点は、より高い効用水準である  $U_H$  に対応した点  $C$  へと変化する。価格が低下した財1の消費量が増加していることは、点  $A$  と点  $C$  との比較から明らかであろう。

図1 家計の消費行動における代替効果と所得効果



(出典) 筆者作成。

そして、ポイントとなるのは、点 A から点 C に向けた変化が、「点 A から点 B への変化」と「点 B から点 C への変化」に分解できることである。「点 A から点 B への変化」は、家計が、効用水準 ( $U_L$ ) を変化させることなく、財 1 の価格低下に伴い相対的に高価となった財 2 の消費量を減らして相対的に安価となった財 1 の消費量を増やす行動に対応していることから、代替効果を表している（同効果の発生に伴い、財 1 の消費量は、 $n_a$  から  $n_b$  に増加している。）。これに対して、「点 B から点 C への変化」は、所得効果を表している。すなわち、財 1 の価格低下を背景とした実質的な家計所得の増加は、家計の予算制約を直線  $I_2B$ （代替効果のみが反映されている。）から直線  $I_1C$  へと平行移動させ、その結果、財 1 の消費量は、 $n_b$  から  $n_c$  に増加している。

### (3) ベッカー氏らによって提唱された理論の概要

続いて、上で確認した家計の消費行動に関わる一般論を前提にしつつも、それを家計による「子の数」をめぐる意思決定の問題に拡張したベッカー氏らの理論的枠組みについて概観することとしよう。

#### (i) 理論の基本的な枠組み

家計の効用を  $U$  と置くと、「子の数」( $n$ ) と「子の質」( $q$ ) の両方を考慮に入れた家計の効用関数は、次のように表すことができる。ただし、 $z$  は、「子の数又は質」以外の財（以下「他の消費財」という。）の消費量である。

$$U=U(n, q, z) \quad \cdots\textcircled{1}$$

この家計の所得が  $Y$  であり、「子に関連した投資」の価格が  $\pi$ 、「他の消費財」の価格が  $\pi_z$  である場合、当該家計の予算制約は、下記の式で表される。

$$Y=\pi nq+\pi_z z \quad \cdots\textcircled{2}$$

②式における  $\pi nq$  は、家計における「子の数」が  $n$  で、「子の質」が  $q$  である場合に、その家計に求められる子育てに関わる総コスト（以下「子育て関連コスト」という。）に相当する。そして、「子の数」が 1 人増加することに伴う子育て関連コストの増加は  $\pi q$  に、また、「子の質」の 1 単位改善に伴う同コストの増加は  $\pi n$  になる。ここで、前者を「子の数」の価格、後者を「子の質」の価格と呼ぶこととし、前者を  $p_n$ 、後者を  $p_q$  で表すと、

$$p_n=\pi q, p_q=\pi n \quad \cdots\textcircled{3}$$

この③式からは、「子に関連した投資」の価格 ( $\pi$ ) がある一定の値を取っている場合、「子の数」の価格 ( $p_n$ ) が「子の質」( $q$ ) によって左右されると同時に、「子の質」の価格 ( $p_q$ ) が「子の数」( $n$ ) によって左右されるという相互依存関係があることが分かる。

このような関係の下で、家計の所得が増加したらどうなるであろうか。仮に家計が「子の数」を増やすことではなく「子の質」を高めることを選んだ場合には、「子の質」の向上に伴い「子の数」を増やすことのコストが高まる結果、「子の数」が減少に向かうであろう。反対に、家計が「子の質」の向上ではなく「子の数」の増加を選べば、「子の数」の増加に伴い「子の質」を改善するためのコストが上昇する結果、「子の質」は低下に向かおう。

したがって、「子の数」と「子の質」の間には、一方が大きく（小さく）なると他方が小さく（大きく）なるという関係、すなわち、トレードオフの関係があると考えられる。

## (ii) 「子の数」の価格低下に伴う代替効果と所得効果

各国の政府によって行われている子育て支援策のうち、N分N乗、児童税額控除、児童手当等には、共通点がある。それは、「子の数」に応じた税負担の軽減や現金の給付という形で、政府から家計に実質的な所得移転がなされるという制度設計がとられている点にほかならない。

こうした実質的な所得移転は、言わば政府から家計に向けて支給される定率補助金に近い性質を持っており、「子の数」が多くなるほど補助金の額も増えることから、上述の「子の数」の価格を何某か押し下げる要因になると考えられる。そして、ベッカー氏らの理論的枠組みでは、「子の数」が家計の効用の源泉として位置付けられているだけに、その価格低下は、家計の消費行動に対して、やはり所得効果と代替効果のそれぞれを通じて影響をもたらすことになる。

しかしながら、注意を要するのは、「子の数」をめぐる両効果の現れ方が、一般的な財の場合とはやや異なった様相を呈するという点である。

### (a) 代替効果

この効果の下では、家計は、「子の数」の価格が低下することに対して、とりあえずは、一般的な財の場合と同様に、相対的に安価となった「子の数」の消費量を増やす一方で、相対的に高価となった「子の質」の消費量を減らすという形で対応すると考えられる。ただし、家計の消費行動への影響は、それだけにとどまらない。なぜならば、前述のとおり、「子の数」と「子の質」の間にトレードオフの関係が認められる中で、「子の数」の消費量の増加と同時に生じる「子の質」の消費量の減少が、「子の数」の価格を一段と押し下げる要因となるためである。そして、「子の数」の価格の更なる低下は、「子の数」の消費量の増加と「子の質」の消費量の減少に拍車をかける要因となろう。したがって、政府が家計に対する事実上の補助金支給を通じて「子の数」の価格の引下げを図った場合に発生する代替効果は、「子の数」の消費量の明確な増加という形をとると考えられる。

### (b) 所得効果

それでは、「子の数」の価格が低下することによってもたらされる所得効果については、どうであろうか。

ベッカー氏らは、「子の数」や「子の質」が共に正常財であることを前提にしている。したがって、家計の実質所得増加は、一般的な正常財の場合と同様に、家計が「子の数」や「子の質」の消費量を増やす要因となると考えられる。

しかし、前述のとおり、ベッカー氏らの理論的枠組みによれば、「子の質」の消費量の増加は「子の数」の価格を押し上げる要因として位置付けられることから、「子の数」の消費量には、その経路からの押下げ圧力もかかることになる。しかも、ベッカー氏らは、「子の数」の所得弾力性（所得の1%増加に伴う消費量の増加率が何%であることを示す値）が「子の質」の所得弾力性（同）よりも小さいとの前提を置いている。したがって、「子の数」の価格低下によってもたらされる実質的な家計所得の増加は、「子の数」の消費量よりも、むしろ「子の質」の

消費量を大きく増加させることとなり、その結果、「子の数」の価格は、所得移転策を通じた押下げ圧力とは逆の押上げ圧力にさらされざるを得なくなる。仮にそうした価格押上げ圧力が所得移転策に直接的に起因した価格押下げ圧力よりも小さければ、所得効果は結果的に「子の数」の増加をもたらすものの、価格押上げ圧力が価格押下げ圧力を凌駕することとなれば、最終的な所得効果は「子の数」の減少として顕在化せざるを得ないであろう。

このように、ベッカー氏の理論的枠組みでは、「子の数」と「子の質」の間におけるトレードオフの関係を背景に、「子の数」の価格が低下したからといって、所得効果が「子の数」の消費量を増やす方向に作用するとは限らない。

#### (4) 子育て世帯に向けた所得移転策によって出生率は高まるのか

このようなベッカー氏らの理論的枠組みを前提にした場合に、一つの政策的なインプリケーションが浮かび上がってこよう。それは、子育て世帯に対する政府からの所得移転を主眼とした各種の施策（N分N乗、給付付き税額控除のうち児童税額控除<sup>(11)</sup>、子育て費用の税額控除<sup>(12)</sup>、児童手当など）の実施が必ずしも出生率の上昇につながるとは限らないということである。

政府の施策を通じて自らの所得を増加させた家計は、それを受けて、「子の数」を増やすか、それとも「子の質」を高めるかの選択を迫られるが、仮に家計が「子の質」の向上を選んだ場合、すなわち、家計が政府から移転された所得を子に対する教育投資に振り向けた場合などには「子の数」に押下げ圧力がかからざるを得ないからである。

したがって、家計への所得移転策が出生率を押し上げる要因になり得るのか否かは、実際のデータに基づく分析を通じてその答えを明らかにすべき問題であるということになる。

事実、次節で見るように、これまでに各国を対象として行われてきた実証分析の結果は、政府による所得移転策の実施が出生率を押し上げる効果を肯定するものと、そうではないものとに二分されている。

## 2 家計への所得移転策と出生率との関係—実証分析—

子育て世帯を対象とした政府の所得移転策の効果をめぐって実証分析を行っている主な先行研究を見ると、分析を通じて所得移転策の実施に伴う出生率の押上げ効果が肯定されているか否かは、分析が対象としている所得移転策の種類や、分析の対象となった期間などによって異なっている（表1）。ここでは、まずN分N乗方式が出生率等に与えた影響について紹介するとともに、その他の税制優遇措置等が出生率に与えた影響についても概観する。

(11) 子を有する世帯を対象として、所得税の納税者に税額控除を与え、控除しきれない者や課税最低限以下の者に対しては現金給付を行う仕組みである。母子家庭の貧困対策や子育て家庭への経済支援のため、アメリカやイギリスにおいて導入されている。アメリカでは、適格な子（17歳未満等の要件を満たす子）1人当たり2,000ドル、イギリスでは、16歳未満（フルタイムの教育又は訓練を受けている場合は20歳未満）の子を有する家族に対して、子1人当たり2,935ポンドの児童税額控除が与えられる。

(12) ベビーシッター代や託児所の利用料といった子育てにかかる費用について認められる税額控除。例えば、アメリカでは、13歳未満の子を扶養する者が、就労のため、ベビーシッター代など子の健康・保護を目的とする支出（子1人を扶養する場合は3,000ドル、2人以上を扶養する場合は6,000ドルが支出額の上限とされる。）を行っている場合に、支出額の一定割合を税額から控除する制度が設けられている（Child and Dependent Care Credit）。また、フランスでも同様の制度が導入されており、6歳以下の子を保育所等に預けた場合、かかった費用のうち50%を税額控除（子1人当たり最大1,750ユーロ）できる。

表1 子育て世帯に対する税制措置等の影響について分析している主な先行研究

	先行研究 (著者及び 刊行年)	サンプル	被説明変数	説明変数	推定の結果 (被説明変数 への影響)	
出生率への影響	N分N乗方式	Landais (2004)	フランス (1975～1986年)	高所得世帯と低所得世帯の出生率の差	N分N乗方式における税負担軽減額の上限の有無を表すダミー、所得税額、所得、教育レベル、宗教、居住地	有意な影響なし
			子2人世帯と子3人以上の世帯が占める割合の差	N分N乗方式における第3子以降に対する優遇の有無を表すダミー、所得税額、所得、教育レベル、宗教、居住地	有意な影響なし	
	給付付き税額控除	Baughman and Dickert-Conlin (2009)	アメリカ (1990～1999年)	出生率	勤労税額控除の最大控除額、勤労税額控除の遡増率、年齢、メディケイドの受給資格、生活保護上限額、生活保護世帯に対する家族数の上限、社会福祉ダミー、生活保護制度ダミー、失業率、所得税の限界税率の最大値、子育て世帯に対する税額控除、第2次産業比率、第3次産業比率、雇用の成長率	マイナスの影響
		Crump et al. (2011)	アメリカ (1913～2005年)	出生率	扶養控除・児童税額控除・勤労税額控除による負担軽減額、男性の所得と資産所得の合計、失業率、幼児死亡率、移民ダミー、女性の賃金、ピルが解禁されていたか否かを示すダミー、第2次世界大戦ダミー	有意な影響なし
		Whittington et al. (1990)	アメリカ (1913～1984年)	出生率	扶養家族に対する所得控除額(実質値)、男性の所得と資産所得の合計、失業率、幼児死亡率、移民ダミー、女性の賃金、ピルが解禁されていたか否かを示すダミー、第2次世界大戦ダミー	プラスの影響
	所得控除	Whittington (1992)	アメリカ (1979～1983年)	子の出生の有無を表すダミー	扶養家族に対する所得控除額(実質値)、所得税の限界税率、夫の税引後所得、妻の賃金、妻の年齢、人種、妻の就学年数、大都市ダミー、妻の雇用ダミー、南部ダミー、西部ダミー、北東部ダミー	プラスの影響
		Riphahn and Wiyneck (2017)	ドイツ (1995～1999年)	子の出生の有無を表すダミー	児童手当の改正後ダミー、低所得ダミー、児童手当の改正後ダミーと低所得ダミーの交差項、高所得ダミー、児童手当の改正後ダミーと高所得ダミーの交差項	プラスの影響
		Milligan (2005)	カナダ (1991～1996年)	子の出生の有無を表すダミー	1996年ダミーとケベック市ダミーの交差項、1996年ダミー、ケベック市ダミー、兄弟ダミー(1人)、兄弟ダミー(2人以上)、男女別に年齢・移民であるか否かを示すダミー・母国語ダミー・学歴ダミー、婚姻ダミー、都市ダミー、世帯収入、GDP成長率、移民率、教育支出	プラスの影響
		労働供給への影響	Carbonnier (2008)	フランス (2005年)	主たる稼得者以外の者の労働参加の有無を表すダミー	主たる稼得者以外の者の所得税率、主たる稼得者以外の者の所得を除く世帯の所得
	Buffeteau and Echevin (2003)		フランス (1990～2000年)	既婚女性の労働時間	1995年の改正後ダミー、婚外子数、1995年の改正後ダミーと婚外子数の交差項、年齢、就学年数、年齢と婚外子数の交差項、就学年数と婚外子数の交差項	マイナスの影響

(出典) Camille Landais, "Le quotient familial a-t-il stimulé la natalité française?" *Économie publique*, n° 13-2003/2, 2004.7; Reagan Baughman and Stacy Dickert-Conlin, "The earned income tax credit and fertility," *Journal of Population Economics*, 22(3), 2009.7, pp.537-563; Richard Crump et al., "Fertility and the Personal Exemption: Comment," *American Economic Review*, 101(4), 2011.6, pp.1616-1628; Leslie A. Whittington et al., "Fertility and the Personal Exemption: Implicit Pronatalist Policy in the United States," *American Economic Review*, 80(3), 1990.6, pp.545-556; Leslie A. Whittington, "Taxes and the Family: The Impact of the Tax Exemption for Dependents on Marital Fertility," *Demography*, 29(2), 1992.5, pp.215-226; Regina T. Riphahn and Frederik Wiyneck, "Fertility Effects of Child Benefits," *Journal of Population Economics*, 30(4), 2017.10, pp.1135-1184; Kevin Milligan, "Subsidizing the Stork: New Evidence on Tax Incentives and Fertility," *Review of Economics and Statistics*, 87(3), 2005.8, pp.539-555; Clément Carbonnier, "Spouse labor supply: fiscal incentive and income effect, evidence from French fully joint income tax system," *THEMA Working Paper*, n° 2008-20, 2008.3; Sophie Buffeteau and Damien Echevin, "Taxation, marriage and labor supply: Evidence from a natural experiment in France," 2003.6. Thomas Piketty website <<http://piketty.pse.ens.fr/files/BuffeteauEchevin2003.pdf>> を基に筆者作成。

## (1) N分N乗方式の影響に関する実証分析

### (i) 出生率に及ぼす影響

これまでの実証分析では、N分N乗方式による金銭的なインセンティブは出生率にほとんど影響を与えていないことが明らかにされている。

例えば、ランデ（Camille Landais）氏（フランスの社会科学高等研究院）が2004年に公表した論文に掲載されている推定の結果が挙げられる<sup>(13)</sup>。具体的には、1975年から1986年のフランスにおけるデータに基づき、N分N乗方式による税負担軽減額の上限（後述Ⅱ1(1)参照）の有無が出生率に影響を及ぼしているのか否かを「差の差（Difference-in-differences: DID）分析」<sup>(14)</sup>の手法で推定したところ、有意な影響は見られないという結果が得られた。また、N分N乗方式における第3子以降に対する優遇措置（後述Ⅱ1(1)参照）の導入が、子が3人以上の世帯のシェアに与える影響についても同様に推定を行ったところ、その影響は有意な形では確認できないことが示された。

### (ii) 配偶者の労働供給に及ぼす影響

さらに、N分N乗方式は、配偶者の労働供給（労働参加の有無及び労働時間の多寡）に抑制的な影響を与える可能性があることも指摘されている。

カルボニエ（Clément Carbonnier）氏（フランスのセルジーポントワーズ大学）は、2008年に公表した論文の中で、主たる稼得者以外の者による「労働市場への参加の有無」が所得税の税率に対して反応する度合いが、▲0.04であるとの推定結果を示している<sup>(15)</sup>。すなわち、N分N乗方式の下では、主たる稼得者以外の者に対して、個人単位で課されるよりも高い税率が課されるため、労働に参加するか否かの意思決定に悪影響が生じているという。

また、N分N乗方式が適用されることで既婚女性の労働時間が減少する可能性があることを示した実証研究もある。具体的には、ビュフトー（Sophie Buffeteau）氏（フランスの国立統計経済行政学院）とエシュバン（Damien Echevin）氏（フランスの経済財務省）が、2003年に公表した論文が挙げられる<sup>(16)</sup>。両氏は、フランスにおいて1995年の制度改正後に新たにN分N乗方式の対象となった既婚女性の労働時間と、改正以前から同方式の対象であった既婚女性の労働時間（いずれも1990～2000年）を対象とした「差の差（DID）分析」を通じて、N分N乗方式の新規適用が、既婚女性の労働時間を週に約3時間減少させたことを明らかにしている。

## (2) N分N乗方式以外の子育て世帯向け税制措置の影響に関する実証分析

N分N乗方式以外の税制優遇措置については、出生率に対してマイナスの影響があるとす

(13) Camille Landais, "Le quotient familial a-t-il stimulé la natalité française?" *Économie publique*, n° 13-2003/2, 2004.7.

(14) 政策介入をした介入群（Treatment Group）と介入しなかった対照群（Control Group）に分けて、両群のアウトカムの平均の差を介入効果と解釈する方法。政策の効果を分析するには、本来であればランダム化比較試験（Randomized Controlled Trial: RCT）（ある集団をランダムに介入群と対照群に分けることで、介入以外の影響が両方の群に同じように働く。このため、両者のアウトカムを比較することで介入の効果を推定できる。）を行うことが望ましいが、実際の社会を対象としてこうした実験を行うことは困難であるため、「差の差（DID）分析」のような社会的な状況変化を利用した分析手法が代替策として用いられている（国立国会図書館調査及び立法考査局編「用語集」『EBPM（証拠に基づく政策形成）の取組と課題—総合調査報告書—』（調査資料2019-3）2020.3, pp.201-202. <<https://doi.org/10.11501/11460691>>）。

(15) Clément Carbonnier, "Spouse labor supply: fiscal incentive and income effect, evidence from French fully joint income tax system," *THEMA Working Paper*, n° 2008-20, 2008.3.

(16) Sophie Buffeteau and Damien Echevin, "Taxation, marriage and labor supply: Evidence from a natural experiment in France," 2003.6. Thomas Piketty website <<http://piketty.pse.ens.fr/files/BuffeteauEchevin2003.pdf>>

る先行研究とプラスの影響があるとする先行研究の両方が見られる。

子育て世帯への税制優遇措置が出生率にマイナスの影響を及ぼす可能性がある」と指摘している研究としては、アメリカにおいて勤労税額控除の拡充に伴い、白人女性の出生率がわずかに低下したことを明らかにしているものがある<sup>(17)</sup>。

一方、子育て世帯への税制優遇措置が出生率にプラスの影響を及ぼすとの結論が示されている代表的な論文としては、ウィットントン (Leslie A. Whittington) 氏 (アメリカのメリーランド大学) らが、アメリカの扶養控除<sup>(18)</sup>について、1913年から1984年までの同国における出生率のデータに基づき分析を行った1990年の論文がある<sup>(19)</sup>。この論文は、前節で紹介したベッカー氏らの理論のとおり、扶養控除額 (実質値) の増加に伴う所得の増加が、出生率に対してプラスの影響を与える可能性と、「子の質」の上昇を通じて出生率 (「子の数」) にマイナスの影響を与える可能性が、ともにあり得ると指摘した上で、扶養控除額 (実質値) の増加が出生率にプラスの影響を与えていることを実際のデータに基づき明らかにしている。加えて、ウィットントン氏は、1992年に公表した別の論文において、1979年から1983年までのアメリカを対象とした分析を通じて、扶養控除額 (実質値) が増加すると子を有する可能性が高まるとの結果を得ている<sup>(20)</sup>。しかしながら、ウィットントン氏らによる1990年の論文で示されている分析結果の解釈は、その後、クランプ (Richard Crump) 氏 (アメリカのニューヨーク連邦準備銀行) らがウィットントン氏と同様の分析を1913年から2005年までの同国におけるデータに基づき行い2011年に公表した論文において批判されており、注意を要する。クランプ氏らは、この論文で、扶養控除のみならず児童税額控除や勤労税額控除をも含んだ税制優遇措置による家計の負担軽減は、出生率に対して有意な影響を与えていないとの結論を示している<sup>(21)</sup>。

ちなみに、税制優遇措置に焦点を合わせた実証分析ではないものの、子育て世帯への現金給付が出生率に与える影響について肯定的な結論を示した実証研究も見られる。例えば、カナダのケベック市における出産一時金の導入が子の出生に対してプラスの影響を与えていることを示した論文<sup>(22)</sup>や、ドイツにおける児童手当の増額が高所得世帯における子の出生に対してプラスの影響を与えていることを示した論文<sup>(23)</sup>が挙げられる。

(17) 具体的には、ボウマン (Reagan Baughman) 氏 (アメリカのニューハンプシャー大学) とディッカート=コンリン (Stacy Dickert-Conlin) 氏 (アメリカのミシガン州立大学) が、2009年に公表した論文が挙げられる。両氏は、勤労税額控除が出生率に与えた影響についてアメリカにおける1990年代の出生率のデータに基づき「差の差 (DID) 分析」を行っている (Reagan Baughman and Stacy Dickert-Conlin, "The earned income tax credit and fertility," *Journal of Population Economics*, 22(3), 2009.7, pp.537-563.)。なお、勤労税額控除の一般的な仕組みは、勤労を条件に世帯に税額控除を与え、所得が低く控除し切れない場合には現金給付を行うというものである。

(18) 被扶養者の人数に応じた所得控除。アメリカでは廃止されたが、日本や韓国においては現在でも導入されている。累進税率の下では高所得者ほど税の軽減額が大きくなるのが、税制の垂直的公平性の観点から問題視されている。

(19) ウィットントン氏らは、一般化最小2乗法 (generalized least squares) (誤差項の分散が一定でない場合に、分散が均一である、系列相関がないといった仮定を一般化することでパラメータを推定する方法) の手法を用いて推定を行っている (Leslie A. Whittington et al., "Fertility and the Personal Exemption: Implicit Pronatalist Policy in the United States," *American Economic Review*, 80(3), 1990.6, pp.545-556.)。

(20) ウィットントン氏は、この論文で、固定効果モデル (個別効果 (時点を通じて変化しない各世帯に特有の要因) と説明変数の間に相関があることを前提としたモデル) による推定を行っている (Leslie A. Whittington, "Taxes and the Family: The Impact of the Tax Exemption for Dependents on Marital Fertility," *Demography*, 29(2), 1992.5, pp.215-226.)。

(21) Richard Crump et al., "Fertility and the Personal Exemption: Comment," *American Economic Review*, 101(4), 2011.6, pp.1616-1628.

(22) Kevin Milligan, "Subsidizing the Stork: New Evidence on Tax Incentives and Fertility," *Review of Economics and Statistics*, 87(3), 2005.8, pp.539-555.

(23) Regina T. Riphahn and Frederik Wijnck, "Fertility Effects of Child Benefits," *Journal of Population Economics*, 30(4), 2017.10, pp.1135-1184.

## II フランスの N 分 N 乗方式の概要と導入の経緯

### 1 N 分 N 乗方式の概要と課税単位をめぐる議論

ここでは、フランスの N 分 N 乗方式の概要と課税単位をめぐる議論を紹介する。課税単位は、所得税において家族に係る負担調整を行う際の、最も基本的な要素である。あわせて、基礎的な人的控除についても補足的に言及する。

#### (1) N 分 N 乗方式の概要

フランスの N 分 N 乗方式の基本的な仕組みは以下のとおりである（租税一般法典<sup>(24)</sup>第 193 条及び第 194 条）。容易に見てとれるように、N 分 N 乗方式の本質は、累進課税の緩和である。

- ① 家族（夫婦及び子）の全員の所得を合算する。
- ② その合算した所得を、家族の構成に応じた家族除数（N）で除し、1 単位当たりの所得を算出する。家族除数（N）は、単身者：1、夫婦：2、扶養児童については、第 1 子、第 2 子がそれぞれ 0.5、第 3 子以降は 1 人当たり 1 を合算した数値である<sup>(25)</sup>。第 3 子以降に家族除数「1」を付与することで、子を 3 人以上持つインセンティブとしている。
- ③ 1 単位当たりの所得に税率表（図 2 内の表）を適用し、1 単位当たりの税額を算出する。フランスでは、基礎控除、配偶者控除、扶養控除といった形での控除は存在しないが、これらに相当するものとして、ゼロ税率帯（1 単位当たりの所得が 0 ～ 10,777 ユーロ）が設けられている（後述 (3)）。
- ④ 1 単位当たりの税額に家族除数（N）を乗じて、税額を得る。世帯にとってはゼロ税率帯を N 回使用することとなり、累進課税の緩和と相まって、子供を多く抱える世帯の負担軽減に寄与するとされる<sup>(26)</sup>。

例えば、世帯所得が 60,000 ユーロで夫婦子 2 人（家族除数 3）の世帯の場合、算出税額は 3,043.59（＝（60,000 ÷ 3）－ 10,777）× 0.11 × 3）ユーロとなる。

なお、N 分 N 乗方式による税負担軽減額には、上限が設定されている<sup>(27)</sup>。このほか、低中所得世帯向けの税額控除が設けられている<sup>(28)</sup>。

(24) Code général des impôts. <<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000006069577>>

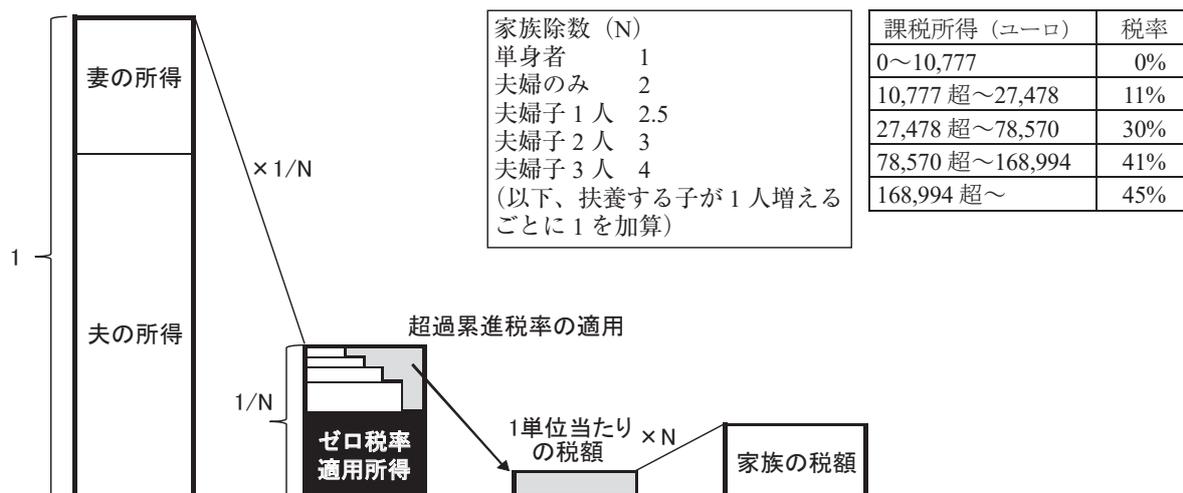
(25) 寡夫・寡婦の場合は、扶養する子がいない場合は家族除数 1 が、扶養する子がいる場合は夫婦で子がいる場合と同じ家族除数（例えば、子が 2 人いる寡婦の場合は、子が 2 人いる夫婦と同じ家族除数（3））が与えられる。単身者又は離婚者の場合は、夫婦で扶養する子の数が同じ場合の家族除数から 1 を差し引いた家族除数（例えば、子が 2 人いる単身者の場合は、子が 2 人いる夫婦の家族除数（3）から 1 を差し引いた家族除数（2））が与えられる（租税一般法典第 194 条）。内縁や離婚にかかる課税上の取扱いについては、山田美枝子「家族の多様化とフランス個人所得税」人見康子・木村弘之亮編『家族と税制』（租税法研究双書 4）弘文堂、1998、pp.87-116 が詳しい。

(26) 税制調査会基礎問題小委員会「個人所得課税に関する論点整理」2005.6、pp.9-10. <<https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/1996-2009/etc/2005/pdf/170621.pdf>>

(27) 2022 年においては、夫婦の場合、税負担軽減額は、家族除数が 2 の超過分 0.5 につき 1,678 ユーロを超えてはならない（租税一般法典第 197 条 I 2）。すなわち、夫婦 2 人（N=3）の場合、税負担軽減額は 3,356 ユーロが上限となる。2 種類（家族除数を適用しない場合と適用する場合）の所得税額の計算を行う必要が生じ、税額の計算が複雑になっているとされる（栗原毅『ユーロ時代のフランス経済—経済通貨統合下の経済政策の枠組みと運営—』清文社、2005、p.419.）。

(28) 低中所得世帯向けの税額控除とは、1,378 ユーロ（単身者、離婚者、寡夫・寡婦の場合は 833 ユーロ未満）と所得税の算出税額の 45.25% との差額を税額控除するもの（租税一般法典第 197 条 I 4a）。また、所得税とは別に、2012 年 1 月から財政赤字が解消するまでの時限措置として、高所得世帯に対する上乘せ課税（課税所得に一定の控除等を足し戻す等の調整を加えた額が閾値（夫婦世帯：50 万ユーロ、単身者等：25 万ユーロ）を超える場合、

図2 フランスのN分N乗方式に基づく税額の計算（イメージ）



(出典) 筆者作成。

(2) 課税単位—家族のための負担調整措置①—

(i) 課税単位の類型

課税単位の類型は、個人単位課税と世帯単位課税に大別される（表2）。個人単位課税とは、稼得者個人を課税単位とし、稼得者ごとに税率表を適用する方式である。世帯単位課税には、合算非分割課税と合算分割課税がある。合算非分割課税とは、世帯の所得を合算して、税率表を適用する方式である。合算分割課税とは、世帯の所得を合算した上で分割し、分割された所得のそれぞれに対して税率表を適用する方式である。この合算分割課税制度には、世帯の所得を合算し均等分割する方式（2分2乗）と、世帯の所得を合算し不均等分割する方式がある（例：N分N乗）。

OECD加盟国では、個人単位課税を採用する国は、日本、イギリス、カナダ、スウェーデンなど多数に上る。アメリカやドイツなどでは個人単位と2分2乗の選択制である。N分N乗を採用しているのは、OECD加盟国ではフランスのみである<sup>(29)</sup>。

表2 課税単位の類型

類型	個人単位	世帯単位		
		合算非分割	合算分割	
			均等分割 (2分2乗)	不均等分割 (例：N分N乗)
仕組み	稼得者個人を課税単位として、稼得者ごとに税率表を適用する	世帯を課税単位として、世帯の所得を合算し非分割課税を行う	夫婦を課税単位として、夫婦の所得を合算し均等分割（2分2乗）課税を行う	夫婦及び子（家族）を課税単位として、世帯員の所得を合算し、不均等分割課税を行う
実施国の例	日本、イギリス、カナダ、スウェーデン	—	アメリカ、ドイツ（個人単位との選択制）	フランス

(出典) 鎌倉治子「諸外国の課税単位と基礎的な人的控除—給付付き税額控除を視野に入れて—」『レファレンス』706号、2009.11、p.108。<<https://doi.org/10.11501/999574>>等を基に筆者作成。

その超過分に対して、追加で3～4%の税を課すもの（同法典第223条sexies）がなされている。

(29) 1990年代初頭までルクセンブルクが導入していた。また、ポルトガルが2015年に導入したが、2016年に廃止した。鎌倉治子「諸外国の課税単位と基礎的な人的控除—配偶者控除の見直しをめぐって—（資料）」『レファレンス』798号、2017.7、p.75。<<https://doi.org/10.11501/10379269>>

## (ii) 世帯単位課税（2分2乗及びN分N乗）のメリットとデメリット

所得税の課税単位をどうすべきか、また、所得税において家族の負担はどうあるべきか、といった問題については、これまでに、税制の公平・中立・簡素という観点から、長年にわたり議論が積み重ねられてきた<sup>(30)</sup>。以下、世帯単位課税のメリットとデメリットについて、近年特に重要と考えられている点を中心に紹介する<sup>(31)</sup>。

### (a) メリット

世帯単位課税（2分2乗）のメリットは、「世帯間の水平的公平性（同じ所得を持つ世帯では、世帯の税負担も同じであること）」が確保されることである。片稼ぎ世帯でも共稼ぎ世帯でも、所得が同じであれば税負担も同じである。生活の実態に適合しているとも言え、「世帯間の水平的公平性」を重視する見地からは、世帯単位課税（2分2乗）が望ましいことになる。世帯単位課税では、個人単位課税の場合と比べて、夫婦者世帯の税負担を軽減できる。

ただし、同じ世帯単位課税であってもN分N乗の場合には、子の数に応じて税負担が大きく変化することから、世帯間の水平的公平性は確保されない。また、「世帯間の垂直的公平性（高い所得を持つ世帯により多くの税負担を求めること）」を阻害する場合もある。このように、公平性と引換えに、N分N乗の下では子のいる家庭の税負担を軽減できる。例えば第3子以降により大きな家族除数を与えるという形で、インセンティブ付けを柔軟に行うことも可能である。

### (b) デメリット

世帯単位課税（2分2乗又はN分N乗）のデメリットは、「個人間の水平的公平性（同じ所得を持つ個人では、個人の税負担も同じであること）」が確保されないことである。とりわけ、低所得者には恩恵が及ばず高所得者に有利になること、共稼ぎ夫婦に対し片稼ぎ夫婦（又は主たる稼得者と従たる稼得者の所得に差が大きい夫婦）に、より大きな利益を与えることといった「個人間の垂直的公平性（高い所得を持つ個人により多くの税負担を求めること）」の問題を引き起こす<sup>(32)</sup>。これは、2分2乗やN分N乗の本質が、累進課税の緩和であるためである。

さらに、世帯単位課税には、配偶者の就労に関して中立的でない、つまり、配偶者の労働供給（労働参加の有無及び労働時間の多寡）に抑制的な効果が働く可能性があるという問題点がある。これは、一般に、従たる稼得者（女性であることが多い。）が就労して得る所得に対しても、主たる稼得者に適用されている税率が適用されるためである<sup>(33)</sup>。IMF（国際通貨基金）は、世帯単位課税によって総労働供給が抑制されて経済成長が阻害される可能性があることを重視し、個人単位課税の方がより効率的で、よりジェンダー中立的となるとして、所得税の個人単

<sup>(30)</sup> 主に公平性の観点から世帯がどのように課税されるべきかを検討したものとして、オールドマン・テンブルの法則が良く知られている（Oliver Oldman and Ralph Temple, “Comparative Analysis of the Taxation of Married Persons,” *Stanford Law Review*, 12(3), 1960.5, pp.585-605; 水野忠恒『大系租税法 第3版』中央経済社, 2021, pp.379-385.）。

<sup>(31)</sup> 以下、この項の記述は、主に、鎌倉治子「諸外国の課税単位と基礎的な人的控除—給付付き税額控除を視野に入れて—」『レファレンス』706号, 2009.11, pp.107-109. <<https://doi.org/10.11501/999574>> によった。

<sup>(32)</sup> 財務省の試算を報じた新聞記事によれば、仮に日本でN分N乗方式が導入された場合、年収500万円の世帯では負担が増加する一方で、年収2000万円の片働き世帯では156.3万円、年収5000万円の片働き世帯では522.8万円の負担軽減になるとされる（「N分N乗」案 導入に課題』『日本経済新聞』2023.2.14.）。森信茂樹氏（東京財団政策研究所研究主幹）も同種の試算を行っている（森信茂樹「少子化対策と税制 個人単位課税か世帯単位・N分N乗課税か」2023.2.6. 東京財団政策研究所ウェブサイト <<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=4177>>）。

<sup>(33)</sup> 男性と比較して女性は、概して税金により敏感であるとされる。また、同じく男性と比較して女性は、有償労働と比較して家事の比重が大きいため、労働時間の調整に関してより柔軟であるとされる。Ruud de Mooij et al., “Tax Policy for Inclusive Growth after the Pandemic,” *IMF Fiscal Affairs*, 2020.12.16, p.4.

位課税化を推奨している<sup>(34)</sup>。

メリットの裏返しという側面もあるが、世帯単位課税の場合、税制が婚姻や出産といった個人の選択に関して中立的でなくなる。2分2乗の場合は独身者世帯に比べて夫婦者世帯が有利になり、N分N乗の場合はそれに加えて子を持つ世帯が有利になる。

世帯単位課税は、税制の簡索性という観点からもデメリットがあると指摘される。例えば、世帯単位税制の下では「世帯」とは何かが問題になるところ、この判定は容易ではない<sup>(35)</sup>。源泉徴収に際し、共働きの場合には、夫（妻）の勤務先に妻（夫）の給与の額を報告する必要がある、プライバシーの問題が発生したり、税務行政コストや納税協力コストが増大したりする可能性がある。夫婦それぞれの給与からどのような割合で源泉徴収を行うかなど、制度的に解決すべき問題も少なくない<sup>(36)</sup>。

なお、課税単位に直接関係するものではないが、日本独自の問題点として、累進度が緩やかであることに加えて納税者の約6割に所得税の最低税率（5%）が適用されていることから中低所得者層には恩恵が及ばない、所得税収の大きな減収をもたらす、といった点も指摘される<sup>(37)</sup>。

### (c) 世界の潮流

世帯単位課税が優れているとされる世帯間の水平的公平性と、個人単位課税が優れているとされる中立性や個人間の水平的公平性・垂直的公平性とは、トレードオフの関係にある<sup>(38)</sup>。したがって、どのような課税単位が適当であるかは、主に公平や中立の要素を何に求めるかという価値判断によって変わり得る、すなわち政策判断の問題となる。

OECD 諸国では、従来は、日本を含めて、伝統的な家族観や私法上の夫婦の財産の所有形態<sup>(39)</sup>の影響等を受けて、ほとんどの国において世帯単位課税（主として合算非分割方式）が採用されてきた。しかし、1970年代以降、多くの国が個人単位課税に移行した。この背景には、①所得が家ごとではなく個人ごとに発生するようになったこと、②給与を得て働く女性が増加し、従来の合算方式の累進税率では、結婚に対するペナルティが生じること、③社会又は世帯の中で個人を尊重する意識が高まったこと、が指摘されている<sup>(40)</sup>。言い換えれば、女性の社会進出が進み、個人のライフスタイルが多様化する中で、個人単位課税のメリット、すなわち、結婚しても税負担の総額が変わらず、結婚に対する中立性も保たれ、また税制の簡索性という面でも優れているという面が、重要視されたものと考えられよう<sup>(41)</sup>。

<sup>(34)</sup> *ibid.*

<sup>(35)</sup> カップルが同棲をしている場合にはどうするのか、その事実認定は誰が行うのか、子についても同じような問題が生じ得る。森信 前掲注<sup>(32)</sup>

<sup>(36)</sup> 金子宏『課税単位及び譲渡所得の研究—所得課税の基礎理論— 中巻』有斐閣、1996、pp.36-37; 土居丈朗「フランスで初めて「源泉徴収」が始まる衝撃—仏大統領選、マクロン勝利による隠れた波紋—」2017.5.15. 東洋経済 Online ウェブサイト <<https://toyokeizai.net/articles/-/171460>> 等を参照。

<sup>(37)</sup> 「「N分N乗」案 導入に課題」前掲注<sup>(32)</sup> 財務省の試算によれば、高額納税者の負担が減少するため、所得税（国税）で4兆～5兆円の税収減につながるとされる。

<sup>(38)</sup> 以下、この項の記述は、主に、鎌倉 前掲注<sup>(31)</sup>によった。

<sup>(39)</sup> 現在は、日本とイギリスは夫婦別産制、アメリカは各州の定めにより、多くの州が夫婦別産制としているが、夫婦共有財産制を採用している州もある。ドイツは原則夫婦別産制、フランスでは財産に関する特段の契約なく婚姻するときは法定共通制（夫婦双方の共通財産と夫又は妻の特有財産が併存）である（「主要国における配偶者の存在を考慮した税制上の仕組み等の概要」財務省ウェブサイト <[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/income/030.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/030.pdf)>）。

<sup>(40)</sup> 林宏昭「所得税の課税単位に関する論点と国際比較」『国際税制研究』6号、2001、p.97。

<sup>(41)</sup> 森信 前掲注<sup>(32)</sup>

### (3) 基礎的な人的控除—家族のための負担調整措置②—

各国が採用している課税単位の枠組みの中で、世帯の状況に応じた負担調整を行うために基礎的な人的控除があり（日本では、基礎控除、配偶者控除、扶養控除がこれに当たる。）、その手法には、所得控除、ゼロ税率、税額控除がある。

所得控除とは、税率適用前の所得から控除する仕組みである。日本では、基礎控除等に所得控除を採用している。ゼロ税率は、課税所得の一部にゼロ税率を適用することにより税負担を求めないこととする方式で、ドイツやフランスが採用している。税額控除は、税率適用後の算出税額から控除する仕組みである。一定の金額に最低税率を乗じて算出された額を税額から控除する形をとる場合もある。税額控除方式は、カナダが基礎控除等に採用している。

フランスの場合、N分N乗の仕組みを通じてゼロ税率帯がN回（ドイツの場合は2分2乗の仕組みを通じて2回）適用されることになる。したがって、フランスにおいては、ゼロ税率帯が夫婦2人分の基礎控除と子の分の扶養控除と同様の働きをしていると考えられる。

なお、累進税率の下では、所得控除は、高所得者ほど税負担の軽減額が大きくなる。これに対し、ゼロ税率と税額控除は、税負担の軽減額は所得水準によらず一定である<sup>(42)</sup>。両者のこのような性質の違いのため、「垂直的公平性」の観点から、所得控除には高所得者の控除額を逡減する仕組みがとられている場合が多い<sup>(43)</sup>。同様の観点から、所得控除から税額控除に転換する国や、給付付き税額控除（所得税の納税者に税額控除を与え、控除しきれない者や課税最低限以下の者に対しては現金給付を行う仕組み）を採用する国も増加している<sup>(44)</sup>。

## 2 N分N乗方式の導入の経緯とその後の変遷

ここでは、フランスにおける出生率と家族政策の推移を概観した上で、所得税の歴史について、N分N乗方式及びその源流である「一般所得税」を中心に確認する。

### (1) 出生率と家族政策の推移

フランスでは、遅くとも18世紀半ばから長期的な出生率の低下が見られ、人口活力の低下が普仏戦争（1870～1871年）の敗因の一つにも数えられた<sup>(45)</sup>。1930年代には少子化対策が国家的課題と認められ、1939年には、上院に「人口問題高等委員会（Haut Comité de la Population）」が設置されて出生率引上げのための対策が協議され、家族に対する物質的援助によって出産を奨励する、いわゆる家族法典（Code de la famille<sup>(46)</sup>）が制定された。これによって、

<sup>(42)</sup> ゼロ税率の性格は、必ずしも明らかではない。第1ブラケット（税率適用所得区分）の一部をゼロ税率にしたと見れば税額控除と同値であり、各ブラケットをゼロ税率適用所得区分の分だけ上方にスライドさせたと見れば所得控除と同値であるためである。ただし、本稿では、単純化して、ゼロ税率を税額控除と同値のものとして扱っている。

<sup>(43)</sup> 日本でも、配偶者控除については2017年度税制改正で、基礎控除については2018年度税制改正で、所得金額に応じて控除額を逡減・消失させる仕組みが導入された（三浦啓「近年の所得税改革と残された課題」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1190号、2022.4.12、pp.3-4、6-7。<<https://doi.org/10.11501/12226334>>）。

<sup>(44)</sup> 知原信良「人的控除の役割とそのあり方」『税研』31(6)、2016.3、p.51。給付付き税額控除については、鎌倉治子「諸外国の就労促進・子育て支援等のための税制上の措置—所得課税に関連して—」『レファレンス』795号、2017.4、pp.103-119。<<https://doi.org/10.11501/10337842>>を参照。

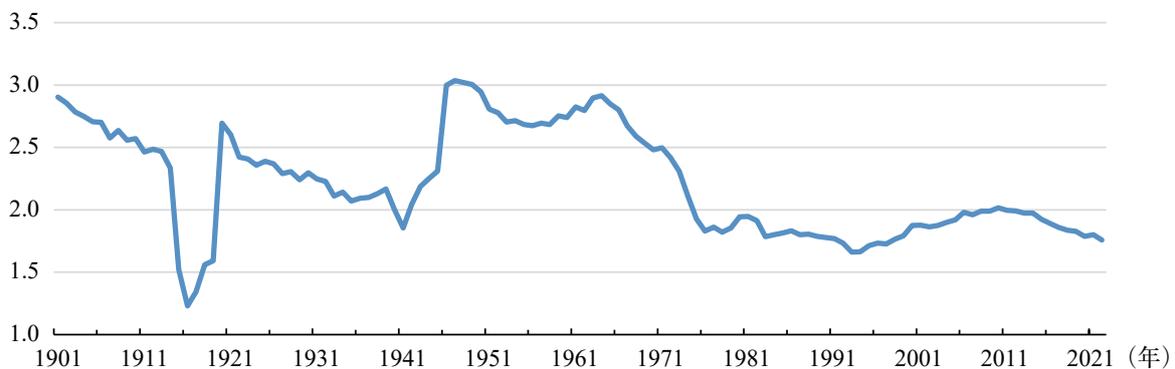
<sup>(45)</sup> 以下、この項の記述は、主に、小島宏「5章 フランスの出生・家族政策とその効果」阿藤誠編『先進諸国の人口問題—少子化と家族政策—』東京大学出版会、1996、pp.157-193；泉眞樹子ほか「フランスの家族政策—人口減少と家族の尊重・両立支援・選択の自由—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』941号、2017.2.16。<<https://doi.org/10.11501/10304840>>；神尾真知子「フランス—高出生率の政策的背景—」『統計』71(10)、2020.10、pp.12-18によった。

<sup>(46)</sup> Décret-loi du 29 juillet 1939 relatif à la famille et à la natalité française。家族法典はその後の各種立法の基礎となり、経済的支援や保育サービス提供等の子育て世帯に対する支援策は、第2次世界大戦後に本格的に展開され、家族

家族手当（現金給付制度）の給付対象者が、被用者のみならず、使用者や自由業・自営業者へも拡大された。第2次世界大戦の直後に、家族政策は社会保障制度に組み込まれ（社会保障法典（Code de la sécurité sociale）に法典化）、1946年の立法により家族手当は全国民を対象とする制度となった。N分N乗方式は、1945年末に導入が決定され、以後、家族政策の柱の一つとなっている。

第2次世界大戦直後には、ベビーブームが生じ、出生率は比較的高い水準で推移したが、1970年代半ばに再び急低下した（図3）。出生率が急低下した主要因は、人口学的には晩婚化・晩産化にあるとされるが<sup>(47)</sup>、その背景には、女性解放運動の高まりを受けて、家族の在り方や女性の生活が大きく変化してきたこと等があると考えられている<sup>(48)</sup>。

図3 フランスの合計特殊出生率（1901～2021年）



（注）海外県を除く値。2020年以降の値は見込み。

（出典）“Indicateur conjoncturel de fécondité - France métropolitaine.” Insee website <<https://www.insee.fr/fr/statistiques/serie/001686825>> を基に筆者作成。

こうして、1970年代に人口問題は再び大きな政策課題となり、1980年代に入って各種の施策が講じられた。N分N乗方式が人口政策として不十分であるとの批判を受け、3人目以降の子に対する家族除数が0.5から1に引き上げられたのもこの時期のことである。一方で、N分N乗方式は高所得世帯ほど恩恵が大きいとの批判も踏まえ、税負担軽減額に上限が設定された。

フランスの家族政策は、当初は家族に対する経済的支援によって出産を奨励することを目的

政策と総称されている（泉ほか 同上, p.1.）。なお、フランスの家族政策の生成と発展の背景には、「共和主義の出産奨励」と「カトリックの家族主義」の2大潮流があり、それぞれを代表する人々が政策形成に関与してきた（小島 同上, p.13等）。同国では、他の西欧諸国と比較して、人口問題に対する関心が高いとされる。この背景には、同国の政治的地位が低下した時期（1870～1940年）に人口が停滞していたことと、この間にドイツの人口が約2倍弱に増加したことがある（小島 同, p.177; ジェラール・キャロー「フランスにおける出生率の動向と家族政策」阿藤編 同上, pp.195-197.）。

(47) 内閣府経済社会総合研究所は、2005年の調査で、合計特殊出生率（TFR）の動きを、出産タイミングの影響と生涯出生力の影響（生涯に何人の子を生むか）の二つに分けて人口学的に分析し、フランスにおける1974年以降の急激な合計特殊出生率の低下は、晩婚化・晩産化によるタイミング効果でやや誇張されており、生涯出生力は依然として2.00の水準を維持していることから、晩婚・晩産化によるタイミング効果が取れば、合計特殊出生率が人口置換水準近くまで回復する可能性があるとしていた（内閣府経済社会総合研究所「フランスとドイツの家庭生活調査—フランスの出生率はなぜ高いのか—」2005.4, p.13.）。

(48) 家庭において父権が絶対的であったフランスでは、1960年代半ばまで、離婚・中絶・避妊に関する女性の法的権利が認められておらず、女性の財産所有も認められていなかった。1960年代半ばから1970年代半ばにかけて、これらの権利が認められた。財産所有権が夫婦平等となったのは、1980年代半ばであった。天野馨南子「フランスにおける少子化社会脱却への道程の段階的考察—出生率2.0を早期達成したフランスの少子化対策を日本に活かすことは出来るのか—」2016.2.8. ニッセイ基礎研究所ウェブサイト <<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=52161?pno=1&site=nli>> 等を参照。

としていたが、この時期に、伝統的な家族を前提とせず、家族と女性の多様な生活の選択を支援する方向へと大きく転換した。1990年代に入ると、「自由選択（就労と家庭との間で個人が自由に選ぶ生活スタイルを国が支援すること）」が家族政策のキーワードとなり、経済的支援を中心とした政策から、保育サービスの整備など女性の就労を支援する方向へと転換した。なお、1999年にはPACS（*pacte civil de solidarité*、民事連帯協約）が創設された<sup>(49)</sup>。N分N乗方式においては、PACSを結んだカップルについても、婚姻カップルと同様に扱われている<sup>(50)</sup>。

フランスの出生率は2000年代後半に2を回復したが、出生率の低下が問題となった1970年代から、政策効果が現れて1990年代に底を打ち2を回復するまでに、約30年を要しており、出生率の回復には長期的な取組が必要であることが示唆されている<sup>(51)</sup>。

## (2) 所得税の変遷

フランスの所得税においては、1945年12月31日法<sup>(52)</sup>（以下「1945年法」という。）によって、N分N乗方式が導入された。これによって、人口政策的な要素が所得税の中に色濃く反映されることとなった。しかしながら、それ以前にも、家族を対象とする税制上の配慮が存在しなかったわけではない。1914年の所得税の導入当初からN分N乗方式の導入までの間は、家族の扶養に係る所得控除（一時期を除いて定額）が存在していたほか、1920年には、家族の扶養に係る税額控除と子のない納税者を対象とする加算税制度（後の「家族補償税」）が採用されていた<sup>(53)</sup>。

フランスの所得税の歴史は、以下で見るように、その全体を通じて、大筋において、政治的な左派と右派の対立であった。所得税の創設に際しては、急進派・左派が正確な所得に基礎を置く所得税制を導入することによって従来の税負担の不公平を解決しようとしたのに対し、保守派・右派は基本的にはフランス大革命以来の収益税<sup>(54)</sup>の存続を求めた。納税者の家族状況に配慮するという問題については、右派は、大人数の家族や正式な夫婦の税額が、子のない者や未婚の男女の税額よりも明らかに少なくなるよう努め、左派は、そのような配慮は、高所得層への不当な特典であるとともに保守的な家族観への回帰を潜在的に強いるものであると糾弾してきた。

(49) 婚姻関係にない異性又は同姓のカップルに対し、民事契約に基づいた法的身分を与えるもの。PACSについては、藤戸敬貴「カップル法制の諸構想—婚姻制度・登録パートナーシップ制度・「事実婚」—」『レファレンス』860号、2022.8、pp.21-47。<<https://dl.ndl.go.jp/pid/12315548/1/1>>が詳しい。コロナ禍前の2019年において、異性間の婚姻数が21万8468組であったのに対し、異性間のPACS数（見込み値）は18万8014組であった（“Mariages et Pacs: Données annuelles de 1990 à 2022,” 2023.1.17. Insee website <<https://www.insee.fr/fr/statistiques/2381498#tableau-figure1>>）。同じく2019年において、出生数に占める婚外子の割合は61.0%であった（“Naissances hors mariage: Données annuelles de 1994 à 2022,” 2023.1.17. *ibid.* <<https://www.insee.fr/fr/statistiques/2381394#graphique-figure1>>）。

(50) PACS導入当初は、「3年以上パックスを締結している当事者」にのみN分N乗方式を適用することとされた。これは、いわゆる「偽装パックス」に税の恩典を与えないためであったが、この要件は、2005年1月1日以降廃止された（大島梨沙「フランスにおける非婚カップルの法的保護（1）パックスとコンキュビナーージュの研究」『北大法学論集』57(6)、2007.3、p.354。<[https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/20546/1/57%286%29\\_370-314.pdf](https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/20546/1/57%286%29_370-314.pdf)>）。

(51) 北松円香「少子高齢化の回避、「フランス」手本でも30年」2013.10.22。日本経済研究センターウェブサイト <<http://www.jcer.or.jp/policy/pdf/concept20131022.pdf>>

(52) Loi n° 45-0195 du 31 décembre 1945 portant fixation du budget général (services civils) pour l'exercice 1946.

(53) 以下、この項の記述は、主に、尾崎護『G7の税制—税制の国際的潮流はどうなっているのか—』ダイヤモンド社、1993、pp.151-159; トマ・ピケティ（山本知子ほか訳）『格差と再分配—20世紀フランスの資本—』早川書房、2016、pp.301-430。（原書名：Thomas Piketty, *Les hauts revenus en France au XXe siècle*, Paris: Bernard Grasset, 2014.）; 森恒夫『フランス資本主義と租税』東京大学出版会、1967、pp.185-237, 269-275; 山田 前掲注(25), pp.87-116によった。

(54) 不動産税、对人的動産税、営業税、戸窓税の総称。

## (i) 所得税の導入まで

フランスの税制は、1789年の大革命以前は、税収に占める間接税（塩税、エード<sup>(55)</sup>、関税等）の割合が高かった。大革命期に直接税（収益税等）中心の租税体系へと変化したものの、次第に間接税復活への動きが強まり、王政復古以降は、再度、間接税中心の税制へと移行し、この構造が現在のフランス税制に引き継がれることになった。当時の直接税は、原則として、納税者の外形的資産に対して比例的に課されるものであった。

所得税の提案は、1848年の2月革命直後の臨時政府の下で既になされていた。これらは、革命勃発に伴う財政需要への対応策という側面と、反革命的な金融貴族や大地主を抑圧するための政治的闘争手段という側面があった<sup>(56)</sup>。所得税に係る議論は、第2帝政期(1852～1870年)の間は棚上げされ、第3共和政(1870～1940年)で政治の表舞台に戻り、1890年代後半に入って、急進派、社会党が勢力を拡大してきたことで、主要な政治的争点となった。

所得税法が制定されたのは、1914年7月15日法<sup>(57)</sup>によってである。同法の基礎となったのは、1907年にクレマンソー(Georges Clemenceau)内閣のカイヨー(Joseph Caillaux)蔵相が下院に提出した所得税案(以下「カイヨー案」という。)であった。カイヨー案では、所得税は、「分類所得税」と「総合所得税」の二本立て、すなわち、既存の収益税を廃止<sup>(58)</sup>して、所得分類ごとに別々に課税する「分類所得税」(建築地不動産所得、未建築地不動産所得、動産資本所得、商工業所得、農業経営所得、給与所得、自由職業所得に対して各々3～4%の比例税率で課税)と、総所得に対する「総合所得税」(年間で5,000フラン以上の所得を有する超高所得者<sup>(59)</sup>に対し、最高5%の超過累進税率で課税)から成っていた。同法案は、特に上院で激しい反発を受け、上下両院間のたらい回しと左右両派の激しい論争が繰り返された。1914年の総選挙で急進派と社会党の勢力が下院の半数を占めたことや、国際情勢の切迫を前にして右派も妥協を余儀なくされたことが相まって、カイヨー案のうち「総合所得税」に係る部分のみが「一般所得税(Impôt General sur le Revenu)」として1914年7月15日法に盛り込まれ、成立した<sup>(60)</sup>。同年8月3日には、ドイツからフランスに宣戦布告がなされた。

1914年7月15日法によって導入された「一般所得税」では、課税単位は家族とされ、年間所得が基礎控除(5,000フラン)を超過した分に対し、累進税率(最高税率2%)で課税された(合算非分割課税)。適用される税率は単身者でも多子世帯でも同一であったが、出産奨励という観点から、①家族の扶養に係る所得控除、②家族の扶養に係る税額控除が設けられた<sup>(61)</sup>。

(55) 飲料品を中心として、商品の販売に対して課される税。

(56) もっとも、当時想定されていた所得税は、特定所得を対象とするものにとどまっておらず、現代的な所得税があらゆる所得を対象としているのとは大きく異なっていた(森 前掲注53, pp.185-186.)

(57) Loi du 15 juillet 1914 portant fixation du budget général des dépenses et des recettes de l'exercice 1914.

(58) 収益税の一部(不動産税、对人的動産税、営業税)と有価証券所得税は、「分類所得税」の所得に取り入れられた。

(59) 第1次世界大戦前の当時における1世帯当たりの平均年収は、約1,400～1,500フランであった(ピケティ 前掲注53, pp.321-322.)。

(60) 同法の適用開始は1915年1月1日が予定されていたが、戦争のために1年延期され、1916年1月1日から(1915年分所得分から)となった(森 前掲注53, p.211.)。

(61) 具体的には、①として、夫婦には2,000フラン、扶養する5人目までの子1人当たり1,000フラン、6人目以降の子1人当たり1,500フラン相当の所得控除が認められた。また、②として、税率表適用後の税額から、扶養家族1人の納税者で5%、扶養家族2人の納税者で10%、扶養家族3人の納税者で20%、以後扶養家族6人まで1人当たり10%が減額された(軽減率の上限は50%)。「一般所得税」に係るこれらの措置は、カイヨー案には存在せず、人口増加論者の主張に配慮した上院が主導して盛り込まれたものであった。上院は、「一般所得税」の最高税率を、1914年7月15日法で、カイヨー案による5%から2%に引き下げてもいた(森 同上, p.211; ピケティ 前掲注53, pp.318-329.)。

②については1934年分所得税から廃止され、①もN分N乗方式の導入時に廃止された。なお、カイヨー案のうち「分類所得税」の部分は、最終的に、1917年7月31日法<sup>(62)</sup>によって導入された。「一般所得税」が家族単位の課税であったのに対し、「分類所得税」は個人単位の課税であった。

## (ii) 戦時・戦間期の動向と「家族補償税」の導入

第1次世界大戦中には、「一般所得税」の基礎控除の引下げや税率の引上げが行われた。2度の増税により、基礎控除は5,000フランから3,000フランに、最高平均税率<sup>(63)</sup>は20%となった。戦後は、反左翼連合である国民ブロックの下で、1920年6月25日法<sup>(64)</sup>によって、「一般所得税」について、基礎控除の引上げ等が行われる一方で、最高税率が50%と大幅に引き上げられた。さらに、子のない独身者（離婚者を含む。）と、結婚後2年以上子のない夫婦を対象とする加算税が導入された。具体的には、前者には税額の25%、後者には税額の10%の加算税が課された<sup>(65)</sup>。この加算税の仕組みは、若干の修正を経て1938年分所得税まで続けられ、後述するように1939年に「家族補償税」に改められた。

「一般所得税」の最高税率は、1924年分所得税で72%<sup>(66)</sup>を記録した後、1934年分所得税で24%まで低下した<sup>(67)</sup>。最高税率の24%への引下げに際しては、家族の扶養に係る税額控除が廃止された一方で、家族扶養に係る所得控除の大幅な引上げ（3人目以上の子のみ）、子のない者に対する加算税の大幅な引上げ<sup>(68)</sup>も行われた<sup>(69)</sup>。

ブルム（Léon Blum）人民戦線内閣の下では、1936年12月31日法<sup>(70)</sup>によって、「一般所得税」の税率表が、超過累進税率から平均税率に変更された。また、家族扶養に係る所得控除の見直し（所得に応じて控除額を逡減（最大80%）、3人目の子から控除額を大幅に引上げ）と、子のない者に対する加算税の緩和<sup>(71)</sup>が行われた。最高平均税率は、1936年分所得税では40%であったが、その後は臨時増税が繰り返され、1941年には60%に達した。

第2次世界大戦の開戦直前、ダラディエ（Édouard Daladier）内閣の下で、1939年に家族法

<sup>(62)</sup> Loi du 31 juillet 1917 portant suppression des contributions personnelle-mobilière, des portes et fenêtres et des patentes et établissement d'un impôt sur diverses catégories de revenus. 「分類所得税」によって実際に創設されたのは、商工業所得、農業経営所得、給与所得、自由職業所得に係る税であった（前掲注58を参照）。

<sup>(63)</sup> 1918年の法改正で規定された税率表は、超過累進税率ではなく平均税率による税率表であった。平均税率による税率表は、1917～1918年分、1936～1941年分の所得に適用された。なお、超過累進税率による税率表とは、税率が当該ブラケットに含まれる所得にのみ適用されるものであり、平均税率による税率表とは、税率が課税所得全体に適用されるものである。超過累進税率による税率表の下では、最高税率が例えば50%である場合、50%の税率は所得の一部にしか適用されないことから、所得がどれだけ高い者であっても、平均税率は50%より必ず低くなる。

<sup>(64)</sup> Loi du 25 Juin 1920 portant création de nouvelles ressources fiscales.

<sup>(65)</sup> 30歳未満の者、子が成年に達している既婚者、子が他界している既婚者は、加算税の対象外とされた。なお、扶養家族を持つ世帯向けの税負担軽減額に上限が設定された。独身者等に対する加算税や、家族の扶養に係る控除は、フランスに特有な人口増加奨励策の一環であって、単なる社会政策的配慮というべきものではないとされる（森 前掲注53, p.228.）。

<sup>(66)</sup> 子のない独身者に対する最高税率は、加算税を含めると90%。

<sup>(67)</sup> ただし、実際には、後の法改正（増税措置）によって、24%の税率は適用されることはなかった。

<sup>(68)</sup> 子のない独身者と離婚者に加え、子のない寡夫・寡婦も課税対象とされ、加算税の税率は25%から40%となった。また、結婚後2年以上子のない夫婦に課される税率は、10%から20%となった。

<sup>(69)</sup> 家族扶養に係る控除については、所得控除と税額控除の双方とも、1929年分所得税から多子家族に有利な形で改正が行われており、人口増加促進策としての色彩が濃厚になった（森 前掲注53, p.270.）。

<sup>(70)</sup> Loi du 31 décembre 1936 portant réforme fiscale.

<sup>(71)</sup> 子のない独身者等の税率は30%、結婚後2年以上子のない夫婦の税率は15%とされた。さらに、加算税の対象に所得面での制限が加えられ、例えば「年収が7万5000フランを超えない女性の納税者」が対象外となった。

典が制定された。この一環として、「一般所得税」においては子のない者に対する加算税が廃止され、代わりに、同様の役割を果たすものとして「家族補償税」が導入された。「家族補償税」の課税対象者と課税対象所得は「一般所得税」と同様で、同税の税額は、「一般所得税」の税率に連動する加算税ではなく、個別の計算に基づいて算出された<sup>(72)</sup>。「家族補償税」の導入は、子のない者に対する著しい増税を意味していた<sup>(73)</sup>。また、「一般所得税」から独立した税となったことによって、例えば、国の人口増加に貢献しない人々への追加的な税（「家族補償税」）の負担を重くしつつも、富裕層への税（「一般所得税」）の負担を軽減するといったことが検討できるようになった。

ヴィシー政権下の1942年10月24日法<sup>(74)</sup>では、臨時増税の廃止と引換えに、最高税率が70%に引き上げられ、税率表の累進性が見かけ上は強化された<sup>(75)</sup>。なお、1941年1月13日法<sup>(76)</sup>では、家族扶養に係る所得控除について、所得額に応じて逡減させる措置が廃止された。

### (iii) N分N乗方式の導入と「家族補償税」の廃止

第2次世界大戦後に制定された1945年法では、所得税が1914年に導入された当初から存在していた家族扶養に係る所得控除が廃止され、代わりにN分N乗方式が採用された。家族除数は、独身者が1、夫婦が2、扶養する子1人につき0.5であった。

臨時政府の首相であったド・ゴール（Charles de Gaulle）は、1945年3月2日、「我々がどのような方法で国の労働、社会関係、政治体制、安全保障を構築しようとも、フランス国民が増加しないことが確実であれば、フランスはもはや消えゆく大きな光以外の何物でもない。」と述べた<sup>(77)</sup>。同首相の下で制定された1945年法の提案理由説明にも、「政府は、人口の基本的な問題、特に家族の問題に全ての注意を払う意思を明確に示している。」と記載されている<sup>(78)</sup>。こうした問題意識を背景に、1945年末には、全会一致でN分N乗方式を盛り込んだ1945年法が可決された<sup>(79)</sup>。同制度は、家族（とりわけ高所得の家族）に有利な制度であり、国家財政にとっては従来の所得控除よりも負担となるものであった<sup>(80)</sup>。それにもかかわらず、最初

(72) 基礎控除は1万フランであった（1944年の法改正による「一般所得税」の基礎控除の1万フランから2万フランへの引上げは、「家族補償税」の基礎控除にも適用された。）。子のない独身者、離婚者、寡夫・寡婦（税率3～20%）のほか、結婚後2年の時点で子のない夫婦（税率3～14%）に課された。この結果、1942～1944年分の所得税において、独身で子のない極めて裕福な納税者は、最高で90%の税率（「一般所得税」の最高税率70%と「家族補償税」の最高税率20%）を、「分類所得税」とは別に課されていたことになる（ピケティ 前掲注53, p.367.）。

(73) 家族法典を定めた命令は、第3共和政下で制定されたものである。同命令には、「家族補償税」に加えて、子のない者に対する同種の課税政策がいくつも盛り込まれた。ただし、人口増加論は20世紀のフランスの底流に明らかに存在するものの、家族政策に係る左派と右派の志向の違いは大きく、第3共和政、ヴィシー政権、第4共和政を通じて家族政策が継続されたと考えることには慎重さが求められるとされる（同上, p.366.）。

(74) Loi n° 974 du 24 octobre 1942 portant réforme fiscale.

(75) 新しい税率表は、超過累進税率で表されていたことから、累進性強化は表向きのものにすぎなかったとされる（ピケティ 前掲注53, p.363.）。

(76) Loi du 13 janvier 1941 portant simplification, coordination et renforcement des dispositions du code général des impôts directs.

(77) “De Gaulle et la politique familiale,” 2021.12.16. La Fondation Charles de Gaulle website <<https://www.charles-de-gaulle.org/blog/2021/12/16/de-gaulle-et-la-politique-familiale/>>

(78) *Documents de Assemblée Nationale Constituante élue le 21 octobre 1945*, p.84.

(79) Jean-Claude Chesnais Jean-Claude, “Le nombre et le bonheur des hommes. Alfred Sauvy et les politiques de population,” *Population*, 47<sup>e</sup> année n° 6, 1992, p.1582. <[https://www.persee.fr/doc/pop\\_0032-4663\\_1992\\_num\\_47\\_6\\_3940](https://www.persee.fr/doc/pop_0032-4663_1992_num_47_6_3940)>

(80) 家族除数は、1914年に上院で提案されていたが、費用が過大であることを理由に廃案とされ、家族扶養に係る所得控除が導入された（ピケティ 前掲注53, p.369; Robert Talmy, *Histoire du mouvement familial en France (1896-1939)*, Paris: Union nationale des caisses d’allocations familiales, 1962, pp.163-164.）。

の憲法制定議会、すなわちフランス共和国の歴史で最も左派寄りの議会によって同法が可決されたことは、1940年の敗戦後、フランスが家族及び出生数を重視する方向に向かったことの表れであったとされる<sup>(81)</sup>。

1945年法に係る議会審議では、N分N乗方式に公然と反対した者はいなかったが<sup>(82)</sup>、可決直後から、同制度は富裕層に過剰な減税となるとして、左派から批判がなされた。例えば、1947年に、フランス共産党は、同制度は維持しつつ、大家族の家族除数を減らし、富裕層に対する減税額を大幅に削減する所得税改革案を公表した。その後も、家族構成をどのように考慮するかという問題は、フランスの所得税において、政治的対立のテーマであり続けた。

「家族補償税」は、1945年法で廃止が決まったものの、その痕跡は家族除数の中に引き継がれた。すなわち、結婚後3年の時点で子のない夫婦の家族除数は、2ではなく1.5とされた。この規定が廃止されたのは、1951年5月24日法<sup>(83)</sup>によってであった。また、1945年法では、家族除数を1しか持たない納税者には、最高税率が10%上乘せされた<sup>(84)</sup>。この措置は、1959年12月28日法<sup>(85)</sup>で廃止されるまで存置された。

なお、1948年12月9日のデクレ（政令）<sup>(86)</sup>で、「分類所得税」と「一般所得税」が廃止され、条文上は一つの「個人所得税」が創設された。ただし、この「個人所得税」には比例税と累進付加税が含まれており、実質的には、従来の「分類所得税」と「一般所得税」との二重構造が温存されていた。1959年12月28日法で、比例税と累進付加税は廃止され、累進付加税が事実上存続する形で単一の所得税となった<sup>(87)</sup>。これにより、N分N乗方式も、総所得に対して適用されることとなった。

#### (iv) N分N乗方式における家族除数の変更と負担軽減限度額の設定

人口問題が再び大きな政策課題となった1970年代以降の制度改正からも、右派と左派それぞれの立場からの改正という構図、すなわち、前者による多子世帯を優遇する家族除数の変更と後者による負担軽減限度額の設定という構図が見て取れる。

家族除数については、1945年法の下では扶養する子全てについて等しく0.5が与えられていたところ、1970年代末にジスカール・デスタン（Valéry Giscard d'Estaing）大統領が登場し、パール（Raymond Barre）首相率いる内閣の下で、1979年分の所得課税で5人目の子の家族除数が1となり（1980年1月18日法<sup>(88)</sup>）、1980年分からは5人目の子に代わり3人目の子の家族除数が1となった（1980年12月30日法<sup>(89)</sup>）。ミッテラン（François Mitterrand）大統領の下での第1次コアビタシオン（保革共存政権）では、シラク（Jacques Chirac）首相の下で1986年12

(81) ピケティ 同上, pp.369-370.

(82) 当時の「一般所得税」では、前年に支払った「一般所得税」を現年の課税所得から控除できた。これが、「一般所得税」の課税ベースを大きく浸食し、高所得者に利益を与えているとして、左派を中心に批判されていた。1945年法では、控除可能額を前年の所得税の半分に制限しており、これと引換えにN分N乗方式の導入に反対が出なかった可能性が示唆されている。なお、「一般所得税」の控除問題は、前進と揺り戻しを経て、1948年の所得税改革（1948年12月9日政令）による控除の廃止によって、終息に至った（同上, pp.371, 390-392.）。

(83) Loi n° 51-598 du 24 mai 1951 de finances pour l'exercice 1951.

(84) 最高税率は通常60%であるところ、家族除数1の者の最高税率は70%とされた。

(85) Loi n° 59-1472 du 28 décembre 1959 portant réforme du contentieux fiscal et divers aménagements.

(86) Décret n° 48-1986 du 9 décembre 1948 portant réforme fiscale.

(87) なお、比例税は補完税と5%の付加税とに置き換えられ、廃止まで10年以上存続した。所得税が本当に「単一の税」となるのは、1972年分の所得税からであった。

(88) Loi n° 80-30 du 18 janvier 1980 de finances pour 1980.

(89) Loi n° 80-1094 du 30 décembre 1980 de finances pour 1981.

月 30 日法<sup>(90)</sup>によって 3 人目以降の子全てについて家族除数が 1 となり、この家族除数の枠組みが現在まで続いている。

負担軽減限度額は、モーロワ (Pierre Mauroy) 首相の社会党内閣の下で、1981 年 12 月 30 日法<sup>(91)</sup>によって初めて設定された。当初の限度額は、家族除数 0.5 当たり 7,500 フランであった。限度額は、その後、インフレ調整のため引上げが続いたが、ジョスパン (Lionel Jospin) 首相が率いる社会党政権下で、1998 年 12 月 30 日法及び 2001 年 12 月 28 日法<sup>(92)</sup>によって大幅に引き下げられた。

### 3 N 分 N 乗方式が出生率等に及ぼす影響

#### (1) N 分 N 乗方式を含む家族政策が出生率に及ぼす影響

N 分 N 乗方式を含む家族政策がフランスの出生率上昇に与えた影響については、見解が分かっている。

フランスの出生率は他の西欧諸国と比べて比較的高く保たれているとし、家族政策が出生率に与える影響を肯定的に評価する論者もいる<sup>(93)</sup>。出生率の上昇は、種々の要因が複合的に働いた結果であるとしつつも、家族政策の成功が重要な要因であることを疑う議論は欧州ではほとんど存在しない、との主張もある<sup>(94)</sup>。

一方で、同国の家族政策、特に家族手当は、各種の実証分析によれば、必ずしも大きな出生促進効果を持たなかったとされる<sup>(95)</sup>。N 分 N 乗方式も、これまでの実証分析では、出生率にほとんど影響を与えていない (I 2(1)(i) 参照)。同国と、家族政策を持たないと評価されてきた英国を比較すると、両国の出生率は戦後ほぼ同水準を維持してきた、との指摘もある<sup>(96)</sup>。フランスが高い出生率を維持できる理由は、結婚形態の多様性や移民の高出生率という要因による、といった主張もしばしばなされる<sup>(97)</sup>。

#### (2) N 分 N 乗方式が所得再分配や配偶者の就労に及ぼす影響

N 分 N 乗方式は、高所得者に有利な仕組みであることから、所得税が有する所得再分配効果を一定程度減殺している。例えば、2017 年において、同方式は、1300 万世帯に対して全体

(90) Loi n° 86-1317 du 30 décembre 1986 de finances pour 1987.

(91) Loi n° 81-1160 du 30 décembre 1981 de finances pour 1982.

(92) Loi n° 98-1266 du 30 décembre 1998 de finances pour 1999; Loi n° 2001-1275 du 28 décembre 2001 de finances pour 2002. 1998 年 12 月 30 日法によって、負担軽減限度額は 16,380 ユーロから 11,000 ユーロに引き下げられ、2001 年 12 月 28 日法によって 2,017 ユーロまで引き下げられた。

(93) 明らかに絶対的な証拠とは言えないが、家族政策の効果を評価する上で重視すべき一つの指標であるとしているものとして、キャロー 前掲注(46), p.199.

(94) 藤井威「出生率は回復できる (下)」『中央公論』122(4), 2007.4, pp.176-177.

(95) 小島 前掲注(45), pp.177-180.

(96) 阿藤誠『現代人口学—少子高齢社会の基礎知識—』日本評論社, 2000, p.200; 「「N 分 N 乗」効果に疑問の声も 少子化対策の“手本” フランスで聞いたもっと大切なこと」2023.2.11. テレ朝ニュースウェブサイト <[https://news.tv-asahi.co.jp/news\\_international/articles/000287233.html](https://news.tv-asahi.co.jp/news_international/articles/000287233.html)>

(97) 安部雅延「日本とは前提条件が違う 少子化対策の手本? フランス礼賛の盲点」『週刊東洋経済』6669 号, 2016.7.9, pp.77-79; “Natalité en France: l’impact décisif de l’immigration,” *L’express*, 2018.7.18. なお、フランス国立人口調査研究所 (INED) の研究によれば、移民女性の出生率は非移民女性の出生率と比べて高いものの、移民女性のフランスの出生率への貢献は 0.1 ポイント前後と限定的であるとされる (Sabrina Volant et al., “La France a la plus forte fécondité d’Europe. Est-ce dû aux immigrées?” *Population et Sociétés*, n° 568, 2019.7-8, pp.2-3. <[https://www.ined.fr/fichier/s\\_rubrique/29430/population.et.societes.568.2019.fecondite.immigrees.fr.pdf](https://www.ined.fr/fichier/s_rubrique/29430/population.et.societes.568.2019.fecondite.immigrees.fr.pdf)>; 「移民と出生率の高さの関係について」2020.3. 労働政策研究・研修機構ウェブサイト <[https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2020/03/france\\_01.html#link\\_03](https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2020/03/france_01.html#link_03)>).

で277億ユーロの負担軽減をもたらしたところ、同方式による負担軽減額は、所得が上位10%の世帯で平均4,549ユーロであるのに対して、所得が下位10%の世帯では平均812ユーロにすぎないと推計されている<sup>(98)</sup>。

N分N乗方式で、すなわち世帯単位で課税されることは、主たる稼得者以外の者の労働供給（労働参加の有無及び労働時間の多寡）に抑制的な影響を与える可能性がある。実証分析によっても、同方式が、従たる稼得者の労働参加の有無にマイナスの影響を及ぼしている可能性や、既婚女性の労働時間を減少させる可能性が示されている（I 2(1)(ii)参照）。

#### 4 N分N乗方式がフランスで導入され存続している背景

N分N乗方式は、先進国ではフランス以外に例がなく、批判も多い制度である。にもかかわらず、同方式がフランスで導入され存続している背景として、何が考えられるであろうか。

フランスにおいて人口政策が伝統的に支持されてきた<sup>(99)</sup>ことや、比較的近年まで夫婦共有財産制を維持してきたことも大きな要因であろう。それに加えて、N分N乗方式の導入時には所得税（「一般所得税」）の対象者がまだ高所得層に限られていたことや、フランスの税制において、伝統的に消費課税の比重が高く所得課税の比重が低かったことも見逃せない。

フランスの現在の所得税の源流は、1914年に所得税が導入された当時の「一般所得税」、すなわち超高所得層を対象とした累進的な所得税である。ピケティ（Thomas Piketty）の推計によれば、導入当初の課税世帯の割合は全世帯の2%程度で、1945年にN分N乗方式が導入された時期でも、「一般所得税」の課税世帯の割合はおおむね10～20%であった<sup>(100)</sup>。また、20世紀前半の戦時期・戦間期にフランスの予算（軍事支出を含む。）が急拡大する中であっても、フランスの税率構造は税収の約50%を占める消費課税が中心であり、所得課税は、比重が大きく高まったものの、税収は消費課税の半分程度の水準にとどまっていた<sup>(101)</sup>。このような点において、N分N乗方式の導入が同国の所得税制に与える影響は大きかったとはいえ、所得課税を主たる財源とする国の場合と比べれば、同方式を導入する難易度は、相対的に高くなかったと言えなくもないであろう。

所得税の大衆課税化が根本的に進むのは1950年代初めからで、「栄光の30年」と呼ばれる高度成長期（1945～1975年）を経て、1970年代末には課税世帯の割合は65%に達した。高度成長期を過ぎた1980代半ば以降は、所得税は引き下げる方向でしか改革できないというのが暗黙の了解となり、課税世帯の割合は50%程度で推移した<sup>(102)</sup>。図4は、OECDの歳入統計

<sup>(98)</sup> Mathias André and Antoine Sireyjol, “Redistributive Effects of the Taxation of Couples and Families: A Microsimulation Study of Income Tax,” *Economics and Statistics*, Issue 526-527, 2021, pp.21-39.

<sup>(99)</sup> 前掲注(46)参照。

<sup>(100)</sup> ピケティ 前掲注(53), pp.445-460, 1051-1052.

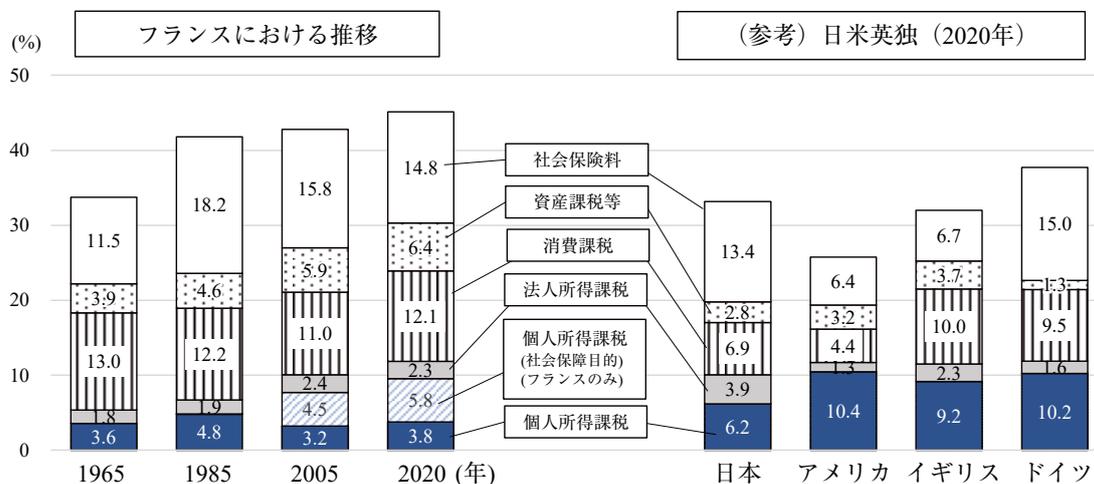
<sup>(101)</sup> 小澤義信氏の作図によれば、税収全体に占める所得税収の割合は、1920年代半ばから1945年にかけて、20%強から30%弱の水準で推移している（小澤義信「両大戦によるフランスの経済・財政の変化」『中央大学大学院研究年報』31号（経済学研究科篇），2001，p.344.）。

<sup>(102)</sup> ピケティ 前掲注(53), pp.445-460. 直近の2020年分所得税では、確定申告をした3990万世帯のうち、課税世帯は1790万世帯（約45%）である（“L’impôt sur les revenus perçus en 2020,” *DGFIP statistiques*, n° 07, 2022.5, p.1. <[https://www.impots.gouv.fr/sites/default/files/media/9\\_statistiques/0\\_etudes\\_et\\_stats/0\\_publications/dgfip\\_statistiques/2022/num07\\_05/dgfip\\_statistiques\\_07\\_mai2022\\_2.pdf](https://www.impots.gouv.fr/sites/default/files/media/9_statistiques/0_etudes_et_stats/0_publications/dgfip_statistiques/2022/num07_05/dgfip_statistiques_07_mai2022_2.pdf)>）。ちなみに、日本では、給与所得者について見ると、納税者の割合は、近年85%前後で推移している（国税庁長官官房企画課『令和3年分民間給与実態統計調査』2022.9, p.27. <<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/minkan2021/pdf/000.pdf>>）。なお、分類所得も含めた場合の全納税者数は、1907年当時の人口に照らすと28%であり、大衆課税としての実質を備えた所得税とみなす必要があるとの指摘もある（森 前掲注(53), p.204.）。

を入手可能な1965年まで遡り、フランスにおける所得課税負担率等の推移を見たものである。高い付加価値税率とも相まって、同国では消費課税の比重が相対的に高い。結果的に、所得税の大衆課税化が進んでも、所得課税の比重は相対的に低いままであり、とりわけ、日米英独と比較すると、個人所得課税負担（社会保障目的の個人所得課税（後述）を除く。）の低さが際立っている。ここに、フランスの所得税が抱える問題点、すなわち、N分N乗方式、高い課税最低限、種々の控除といった減免措置の存在によって、課税ベースが著しく浸食され複雑化し、全世帯の半数は非課税で、負担は一部の高所得者に偏り、政治的に手を付けられない税目になっている<sup>(103)</sup>ことが、反映されていると見ることができよう。

なお、1990年代に社会保障財源の「租税化（fiscalisation）」が進んだ際には、個人単位で、課税ベースが広く、比例性の強い所得課税（「一般社会税（CSG）」及び「社会保障債務返済税（CRDS）」）。いずれも社会保障目的税）が導入された。両税の導入には「手を付けられない所得税の代替策」という側面もあったとされる<sup>(104)</sup>。CSGとCRDSの導入とその後の増税によって、所得課税の比重は高まっている。2020年には、所得課税対GDP比は9.5%で、消費課税対GDP比（12.1%）に迫りつつある。9.5%のうち3.8%分がN分N乗方式による所得税<sup>(105)</sup>、残りの5.8%分はCSGとCRDSとなっている<sup>(106)</sup>。また、フランスの税収構造の特徴を見る際には、広義の税負担である社会保険料も併せて見るのが欠かせない。社会保険料を含めた国民負担対GDP比は45.1%で、フランスは、この高い国民負担率によって、子育て支援策を含む手厚い社会保障制度を構築している。

図4 フランスにおける所得課税負担等の推移（一般政府ベース。対GDP比）



(出典) “OECD Revenue Statistics.” を基に筆者作成。

(103) 栗原 前掲注(27), p.420; 伊奈川秀和『フランスに学ぶ社会保障改革』中央法規出版, 2000, pp.184-186, 199-200.  
 (104) 社会保障財源の「租税化」の議論に際しては、付加価値税も財源の候補の一つとなった(伊奈川 同上, p.199; 柴田洋二郎「フランス社会保障財源の「租税化」(fiscalisation) —議論・帰結・展開—」『海外社会保障研究』No.179, Summer 2012, pp.21-22. <<https://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/19689203.pdf>>).  
 (105) 高所得世帯に対する3~4%の上乗せ課税(前掲注(28)参照)を含む。  
 (106) 四捨五入の関係で、二つの数値(3.8%、5.8%)を合算したものと合計(9.5%)が一致しない。

## おわりに

子育て世帯に対する政府からの所得移転策の実施は、理論的には、国全体の出生率の上昇につながるとは限らず、主な実証分析の結果を見ても、出生率の押し上げ効果を肯定するものと否定するものに分かれている。

フランスのN分N乗方式は、主に人口政策的な配慮から採用され<sup>(107)</sup>、戦後のフランスの人口増加に貢献したとの評価も多い。他方で、フランスの家族政策は多岐にわたっており、多様な支援（とりわけ労働と育児の両立の可能性）を提供していることが、全体として出生率の上昇に貢献しているともされる<sup>(108)</sup>。

N分N乗方式を日本に導入するか否かをめぐる政策上の意思決定は、社会の単位を個人とする個人主義に立つべきか、それとも、社会の単位を家族とする家族主義に立つべきかという根源的な問題に帰着する<sup>(109)</sup>。所得再分配上の課題、配偶者の就労への影響といった点と併せて、議論を一段と深めることが期待される。

(かまくら はるこ・ふかさわ えいじ・たむら なつみ)

---

(107) 山田 前掲注(25), p.90.

(108) 神尾 前掲注(45), pp.17-18.

(109) 和田光平「フランスをまねると出生率増？ 前提となる社会制度に違いあり」『エコノミスト』4359号, 2014.9.2, pp.38-39.